

第7号様式

令和 年 月 日

奈良県議会議長 殿

請 願 者 \_\_\_\_\_

説明希望者 \_\_\_\_\_

連 絡 先 \_\_\_\_\_

### 請願に係る趣旨説明申出書

本日提出した下記の請願について、付託される委員会での審査時に趣旨説明を行うことを希望します。

記

\_\_\_\_\_に関する請願書

趣旨説明を希望する理由

--

※裏面の「請願に係る趣旨説明に関する留意事項」を御確認の上、提出してください。

## 請願に係る趣旨説明に関する留意事項

1. 委員会での請願に係る趣旨説明は、紹介議員（複数の場合はその代表者）が行うのが基本ですが、請願者自ら行う場合は、請願書提出の際に書面により議長に申し出を行い、許可を得ることが必要になります。説明日時及び場所については、後日、事務局より御連絡します。なお、許可しないこととなった場合は、趣旨説明を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。
2. 趣旨説明の指定日時及び場所にお越しいただけない場合は、理由のいかんを問わず改めて発言する機会は設けません。また、議事進行の関係上、発言するまでの間、お待ちいただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
3. 説明者（請願者に限る）は1人に限ります。また、説明時間は請願件数に関わらず5分以内です。なお、説明者に介助等が必要な場合は、この申出書提出の際に申し出てください。
4. 趣旨説明の終了後は、直ちに退場いただきます。なお、傍聴席に余裕がある場合は、傍聴手続きを行うことにより、傍聴席での傍聴は可能です。
5. 趣旨説明のための来庁に係る実費弁償はありません。
6. パネルや写真等の資料の使用、委員への追加資料の配布はできません。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
7. そのほか、委員会においては、委員長の指示に従っていただきます。